



厚生労働省北海道労働局発表
平成27年10月1日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部安全課
課長 山谷 幸雄
安全専門官 富塚 豊
電話:011-709-2311 (内3555)
FAX:011-756-0056

登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について

たなか としあき

北海道労働局（局長 田中 敏章）は、平成27年10月1日、登録教習機関である学校法人北海道立正学園（理事長 堀水 享）に対して行政処分を行った。

記

1 業務停止処分を受けた登録教習機関の名称等

- (1) 名称：学校法人北海道立正学園（代表者 理事長 堀水 享）
- (2) 所在地：北海道旭川市末広8条1丁目5792番地2
- (3) 事務所の名称：学校法人北海道立正学園旭川実業高等学校

2 処分の内容

ガス溶接技能講習の業務の全部を平成27年10月1日より2月間停止する。

3 処分の原因となった事実の概要

平成24年度から平成26年度に学校法人北海道立正学園旭川実業高等学校で実施したガス溶接技能講習の講習科目のうち学科講習の「ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識」「ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識」「関係法令」において、受講者357名に対してガス溶接技能講習規程第2条に定める所定の講習時間が80分不足したこと。

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項により準用する同法第53条第2号

5 その他

ガス溶接技能講習の受講者に対し、交付されたガス溶接技能講習修了証は無効となる。したがって、当局においては、学校法人北海道立正学園旭川実業高等学校に対し、行政処分と併せて修了者に対して修了証が無効であることを通知するよう命令するとともに、該当する修了証を速やかに回収し、当該修了者に対しては、処分の原因となったガス溶接技能講習に係る学科講習について、不足時間の80分を補講させ、改めて修了証を交付することを、学校法人北海道立正学園旭川実業高等学校の責任において対応するよう指示している。

関 連 条 文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）

（登録教習機関）

第77条 14条、第61条第1項又は第75条第3項の規定による登録（以下この条文において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

（登録の取消し等）

第53条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 第46条第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 2 第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項又は第103条第2項の規定に違反したとき。
- 3 正当な理由がないのに第50条第2項各号又は第3項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 4 第51条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 5 前2条の規定による命令に違反したとき。
- 6 不正の手段により登録を受けたとき。